行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	私学·高等教育課	整理番号	5-2	
処分の種類	学校法人の解散命令					
根拠法令条例 等·条項	私立学校法第62条第1項					
処分の概要	学校法人が、法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合、他の方法では監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対し、解散を命ずること。					
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	【参考】私立学校注 (解散命令) 第六十二条 所轄 の処分に違反した	を設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 参考】私立学校法第62条第1項 解散命令) 前六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁 D処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない 場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。				
基準の制定根拠	_					